

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成30年4月23日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第1号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
30-1	株式会社三井タクシー	○公共的割引（高齢者割引、運転免許証返納割引）の設定 ・高齢者割引は、65歳以上とし本人とわかる年齢の確認できる身分証明書等を所持する者で、当該身分証明書等を提示する者に対して、1割引 ・運転免許証返納割引の適用に関しては、都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持している65歳以上の者で、運転経歴証明書を提示した者に対して、1割引	大島交通圏	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成30年5月11日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第2号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
30-2	双葉交通 株式会社	○遠距離割引の変更 ・普通車に係る遠距離割引について、「5,000円を超える部分につき3割引」から「9,000円を超える部分につき1割引」に変更するもの。	福岡交通圏	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成30年5月22日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第3号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
30-3~21	銀座自動車交通株式会社 ほか 18社	○イベント定額運賃の設定 日創研経営研究会が開催される平成30年5月25日に、以下の定額運賃を設定する。 北九州国際会議場・西日本総合展示場 ~ 北九州ソレイユホール 普通車：1,050円	北九州交通圏	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
 なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成30年5月31日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第4号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
30-22~24	田代 哲朗 ほか2者	○公共的割引（運転免許証返納割引）の設定 ・運転免許証返納割引の適用に関しては、都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持している65歳以上の者で、運転経歴証明書を提示した者に対して、1割引	北九州交通圏	・個人事業者3者
30-25、26	株式会社 エヌワン中央タクシー ほか1者	○公共的割引（運転免許証返納割引）の設定 ・運転免許証返納割引の適用に関しては、都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持している65歳以上の者で、運転経歴証明書を提示した者に対して、1割引	鹿児島市	・法人事業者2者
30-27	小郡ニュータウンタクシー 株式会社	○公共的割引（運転免許証返納割引、精神障害者割引）の設定 ・運転免許証返納割引の適用に関しては、都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持している者で、運転経歴証明書を提示した者に対して、1割引 ・精神障害者に対する割引は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に対して、1割引	小郡市、三井郡、 久留米市	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
 なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成30年6月21日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第5号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
30-28~35	日新交通株式会社 ほか7者	○イベント定額運賃の変更 ・糸島市芥屋海水浴場で行われる「サンセットライブ・コンサート」の開催日に以下の定額運賃を設定する。 ・筑前前原駅～芥屋海水浴場 普通車2,800円	福岡交通圏	・法人事業者8者 現行 ・筑前前原駅～芥屋海水浴場 普通車2,500円
30-36	隈部 純一	○遠距離割引の廃止	福岡交通圏	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成30年7月23日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第6号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
30-37, 38	大稲自動車株式会社 ほか1者	○深夜早朝割増適用時刻の変更 ・23時を22時に変更する	福岡交通圏	・法人事業者2者

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成30年8月31日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第7号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
30-39~54	末藤 政弘 ほか15者	○公共的割引（運転免許証返納割引）の設定 ・運転免許証返納割引の適用に関しては、都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持している65歳以上の者で、運転経歴証明書を提示した者に対して、1割引	大牟田市	・個人事業者16者

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成30年9月21日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第8号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
30-55	松永 浩二	○遠距離割引の変更 特定大型車 15,000円を超える部分 1割引 大型車 9,000円を超える部分 1割引 普通車 9,000円を超える部分 1割引	福岡交通圏	
30-56	高熊 浩一	○遠距離割引の廃止	福岡交通圏	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
 なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成30年10月29日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第9号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
30-57	株式会社南州タクシー	○公共的割引（運転免許証返納割引）の設定 ・運転免許証返納割引の適用に関しては、都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持している者で、運転経歴証明書を提示した者に対して、1割引	鹿児島市	
30-58	吉永 孝幸	○遠距離割引の廃止	福岡交通圏	
30-59	梅原 要助	○遠距離割引の設定 普通車 9,000円を超える部分につき 1割引	福岡交通圏	
30-60~71	宮交タクシー株式会社 ほか11者	○イベント定額運賃の廃止 みやざき臨海公園で行われる「FREEDOM aozora」の開催日。 みやざき臨海公園で行われる「水平線の花火と音楽」の開催日。	宮崎交通圏	
30-72~83	宮交タクシー株式会社 ほか11者	○イベント定額運賃の設定 みやざき臨海公園で開催される各種イベント又は各種競技開催日に、以下の定額運賃を設定する。 ただし、イベント等主催者の要請があった場合に限る。 宮崎駅コース JR宮崎駅東口～みやざき臨海公園 中型車 1,600円 小型車 1,300円 橋通りコース 山形屋北タクシー乗降場～みやざき臨海公園 中型車 1,700円 小型車 1,500円	宮崎交通圏	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成30年11月12日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第10号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
30-84~ 278	黒石 紀久子 ほか194者	○公共的割引（運転免許証返納割引）の設定 ・運転免許証返納割引の適用に関しては、都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持している65歳以上の者で、運転経歴証明書を提示した者に対して、1割引	北九州交通圏	個人事業者195者
30-279	旭交通株式会社	○公共的割引（運転免許証返納割引）の設定 ・運転免許証返納割引の適用に関しては、都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持している者で、運転経歴証明書を提示した者に対して、1割引	鹿児島市	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成31年1月21日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第11号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
30-280	森 和夫	○遠距離割引の変更 ・大型車及び普通車に係る遠距離割引について、「5,000円を超える部分につき3割引」から「9,000円を超える部分につき1割引」に変更するもの。	福岡交通圏	
30-281	関本 資	○遠距離割引の廃止	福岡交通圏	
30-282	柳瀬 孝典	○遠距離割引の変更 ・大型車及び普通車に係る遠距離割引について、「5,000円を超える部分につき3割引」から「9,000円を超える部分につき1割引」に変更するもの。	福岡交通圏	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成31年1月31日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第12号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
30-283 ~294	奥田 照次 ほか11者	○公共的割引（運転免許証返納割引）の設定 ・運転免許証返納割引の適用に関しては、都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持している65歳以上の者で、運転経歴証明書を提示した者に対して、1割引	北九州交通圏	・個人事業者12者

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成31年3月5日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第13号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
30-295	後藤 秋夫	○遠距離割引の変更 ・大型車及び普通車に係る遠距離割引について、「5,000円を超える部分につき3割引」から「9,000円を超える部分につき1割引」に変更するもの。	福岡交通圏	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
 なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成31年4月1日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第15号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
30-335	北原 頼孝	○公共的割引（運転免許証返納割引）の設定 ・運転免許証返納割引の適用に関しては、都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持している65歳以上の者で、運転経歴証明書を提示した者に対して、1割引	北九州交通圏	
30-336～ 364	森藤 篤 ほか28名	○公共的割引（運転免許証返納割引）の設定 ・運転免許証返納割引の適用に関しては、都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持している65歳以上の者で、運転経歴証明書を提示した者に対して、1割引	北九州交通圏	個人事業者 29名